

## 鹿児島工業高等専門学校における試験問題難易度の確認方法に関する申合せ

令和7年8月26日

教務委員会承認

令和7年9月2日

専攻科委員会承認

### (目的)

- 1 この申合せは、鹿児島工業高等専門学校における適切な試験問題の作成に関する要領に定める試験問題難易度の確認について、手順を明確にすることを目的とする。

### (定義)

- 2 この申合せにおいて「各種試験」とは、定期試験、中間試験、追試験、再試験、追評価試験、及び再評価のために行う試験をいう。

### (手順)

- 3 教務主事は、教学 IR 室へ前年度の最終成績を基にした評価分布の算出、及び年度ごとの傾向を比較した分析を依頼する。
- 4 教務主事は、教学 IR 室の分析結果を教務委員会へ報告し、評価分布や年度ごとの傾向における著しい偏りの有無を確認する。
- 5 前項により著しい偏りが確認された科目について教務委員は、各種試験の平均点を点検する。各種試験に代わりレポートや課題を実施している科目は、レポートや課題の評価平均点を点検する。なお、点検の際は出席点などの出席することが当然な要素が成績評価に考慮されていないかも併せて点検する。
- 6 教務委員は、前項で点検した結果、試験問題の難易度が適切か否かを判断の上、教務委員会へ報告する。教務委員が試験問題の難易度が適切か否か判断できない試験問題については、教務委員会で確認のうえ判断する。

### (試験問題の難易度が不適切であった科目の対応)

- 7 教務主事は、第6項の報告結果により試験問題の難易度が不適切であったと判断した科目担当者に再発防止策の提出を指示する。
- 8 前項で指示を受けた科目担当者は、速やかに再発防止策をまとめ教務主事へ提出する。
- 9 教務主事は、提出を受けた再発防止策を点検し、必要に応じて再提出を指示することができる。

(報告)

- 10 教務主事は、提出を受けた再発防止策を教務委員会へ報告し、必要に応じて学内へ共有することで試験問題における不適切な難易度の再発防止を図る。
- 11 教務主事は、試験問題の難易度が不適切であった件数と再発防止策を運営会議で報告する。

(雑則)

- 12 本申合せは専攻科においても準用する。この場合において、「教務委員」とあるのは「専攻科委員」と、「教務委員会」とあるのは「専攻科委員会」と、第3項を除き「教務主事」とあるのは「専攻科長」と読み替えるものとする。

附 則

この申合せは、令和7年9月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。